

政治への新たな視座 —政治の重層性の把握をめざして—

小 野 耕 二

目 次

はじめに：本稿の目的

- 1 「政治の基底」への接近：これまでの準備作業
- 2 政治現象の重層性把握：紛争処理論を手がかりとして
- 3 政治の再活性化へ向けて：政治をめぐる最近の議論状況

おわりに

はじめに：本稿の目的

21世紀初頭の現在、各国レベルにおける政治・経済は大きな転換点に立っている。先進諸国政治は、世界的金融危機のさなかで、経済成長の停滞と財政赤字の累積に悩まされつつ、経済に対する新たな制御方法を模索しつつある。新保守主義や、社会民主主義の「第三の道」といった新しい政治路線が各国において試みられてきたが、それらは国民からの安定的支持を獲得するには至っていない。それどころか、政治不信は各国に蔓延するばかりである。その状況下で日本政治を含め、現代の先進諸国政治はかつての安定性を失い、その「変容」あるいはそこからの「転換」という形で、各国において新たな方向性が模索されつつあると考えられる。ただしその「転換」の中には、アメリカ大統領選挙における「トランプ現象」のように非論理的で、かつ人々の間に対立を煽るような政治スタイルも見いだされる。

筆者はこの間、そのような「政治の新たな方向性」を政治学的に解明す

るための検討を行ってきた¹⁾。その過程で筆者は、「政治」概念、およびその周縁を構成する「政治的なもの」という概念を再び明確化する必要性を強く感じるようになってきている。別稿でも記したように、政治とは本来、当該社会や人間集団にとっての「共同利益」を実現するための統一的決定を作成するという「崇高な責務」を果たす領域である。しかしながら、現代社会に生きる合理的諸個人は、そのような「社会の共同利益」の実現をめざして自発的に行動しないようにも見える。オルソン M. Olson が『集合行動の論理』で提示した「社会的ジレンマ」は、その見事な定式化と言えよう²⁾。諸個人の「合理的な行動」の集積は、社会的に不合理な状況を作り出してしまいう危険性を有しているのである。ただし、この論理が社会全体をカバーしているとは言えない。この論理に従えば、「合理的個人は投票しない」という命題をも引き出すことが可能であるが、しかし現実には多くの人々が投票しているからである。この問題に関しても、私はすでに別稿で検討したことがあるので、ここでこれ以上は触れず³⁾、本稿では新たな論点の検討を行うこととしたい。

オストロム E. Ostrom の指摘を待つまでもなく、短期的に合理的な諸個人の行動は、本来維持されるべき「共有資源 Common-Pool Resources」を破壊する危険性を持つ。ハーディン G. Hardin が定式化した「共有地の悲劇 Tragedy of the Commons」に対して、オストロムの「共有資源論」は、「割引率」などの概念を駆使しながら、合理的個人が共有資源を維持し持続可能な形で利用する「制度形成」の過程を論理化している。つまり、中長期的な「共同利益」を自覚したとき、合理的個人は「短期的利益の追求から共有資源を破壊してしまう」という悲劇的状況を脱することができる、という理論構成となっているのである。

私が別著で検討しておいたように、その理論モデルは精緻かつ説得的で

1) 以下の拙稿を参照。「シリーズ『変容期の政治学』①『新しい政治学』への展望－『政治変容』と『政治学の変容』との架橋－」、名古屋大学『法政論集』第242号所収、2011年。「政治の再定位」、名古屋大学『法政論集』第250号所収、2014年。本稿は、「政治の再定位」の続稿と位置づけられている。

2) Olson, Mancur, *Logic of Collective Action*, Harvard University Press (Cambridge, 1965).

3) $R = PB - C + D$ という定式化を想起されたい。これは、「今日投票参加に関する計算の基本モデルとして一般的に知られている」とされる、ライカーとオードショックによるモデルである。William H. Riker and Peter C. Ordeshook, "A Theory of the Calculus of Voting," in *American Political Science Review*, Vol.62, No. 1, 1968.

ある⁴⁾。しかしながら、その理論には一定の限界が付随しているようにも思える。その限界とは、「共有資源の維持、という集団構成員の共同利益が、成員全体に明確な形で自覚されなければならない」という点である。確かに、狭い盆地内における地下水の利用や、一定の広さの共有地などの場合、その成員にとってそれらの資源の維持が「共通の利益」であることは理解されやすい、と考えられる。しかし、そのような共有資源の一種と考えられる「国家財政」の場合はどうであろうか⁵⁾。

「国家財政」については、政治家を含め、多くのアクターが接近・利用可能であり、排除可能性は低い。その一方で、他のアクターが予算の一定部分を利用してしまえば、他のアクターはそれを利用できない、という意味において控除可能性は高い。この意味で、国家財政もまた、一種の「共有資源」と呼ぶことが可能であろう。しかしながら、「国家財政の維持が、国民全体の共同利益である」という視点から、その利用を自制しようとするアクターは、直ちには見いだしがたい。予算獲得をめざすアクターは、通常「自己の要求の貫徹」のみをめざす、という意味で、「短期的に合理的なアクター」と見なすことができる。そのような行動の集積がもたらした結果は、巨額の財政赤字の累積、という「社会的に不合理な状況」なのである。このとき、各アクターにとって「国家財政の健全性の維持」という「共同利益」の実現と、自らの「予算要求」の自制という行動との間の連関が可視化しにくいために、長期的に合理的な行動がとりにくいと考えられる。

すでにオストロムらの共同研究の中でも、「共有資源論」の有するこの種の問題性については自覚されてきている⁶⁾。したがって、一国レベルの政治的課題といった規模の大きな問題に関しては、「共有資源論」とは異なった理論構成が必要と考えられる。そもそも、一国レベルでの「共同利益」は一義的に確定しうるものではなく、政策領域ごとに、状況依存的な形で構成されるべきものであろう。この「共同利益の特定化」メカニズム

4) 拙著『比較政治』、東京大学出版会刊、2001年、の第3章を参照。

5) Charlotte Hess, "Mapping the New Commons." このペーパーは、アメリカ・インディアナ大学のウェブサイト内に設置されている「コモンズライブラリ」から入手することができる。

6) 以下の論文で検討されている、コモンズの持続可能性の条件を参照。Arun Agrawal, "Common Resources and Institutional Sustainability," in Elinor Ostrom et al., eds., *The Drama of the Commons*, National Academy Press (Washington D. C., 2002).

の明確化が、政治学には要請されている。この課題に取り組むべく、筆者はまずミクロなアクターの視点から、「政治的能動性」の獲得可能性について論じたことがある⁷⁾。そこでは、望ましい政治主体像を以下のように定義している。

「対立状況の中であって、自己の立場を自覚しつつその主張の根拠を明確に説明する能力を持ち、しかも対立する相手方の主張の中に一定の合理性を認める寛容さをも有し、その上で統一的決定つまり『共通の利益』の実現を希求する構想力をも有する主体こそが、望ましい政治的主体像といえるであろう。では、このような政治的主体は、いかにして形成されるのか。どのようなプロセスの中で、人々はこの種の政治的能動性を獲得していくのであろうか。」⁸⁾

この最後の問いに対して、筆者は未だに確定的な回答をなすことができていない。しかし、自己の所属する社会における重要な政治課題に対して真摯に取り組み、そしてこの課題に関する政治的対立状況の中で、自己の立場のみに固執することなく、他者の立場にも（批判的にであれ）理解を示しながら、それらの立場を架橋しうる「統一的決定」の作成をめざす政治的営為の中でこそ、このような政治的能動性は獲得されていくと考えている。その意味で、「政治的なもの」のうちに孕まれる「対抗関係」に直面しつつその克服をめざすプロセスの中で、諸個人は政治的主体として陶冶されていくと思われるのである。

ただし、本稿冒頭で触れた先進諸国政治の現状においては、このような「政治的主体としての陶冶」が十分に進行しているとは思えない。先に言及した「各種選挙における投票率の低下」もその一つの表れであると思われるが、その背後にあるのは人々の「政治不信」であろう。そしてその際には、人々の政治への期待は、「社会の共同利益の模索」ではなく、「自らの個別的利益の実現」へと傾斜しているように思われるのである。しかし、政治はそのすべてに応えることができないし、また応えるべきでもない。

7) 拙稿「政治的能動性の獲得をめざして－18歳投票制の実現に際して－」、『生活経済政策』2015年12月号所収、生活経済政策研究所刊、2015年。

8) 前掲拙稿、12頁。

そこから、人々の間に「政治の機能不全」という認識が増大してきていると思われる。政治本来の役割が、見失われつつあるのであろう。

このような状況下で、政治学界の内部に現在生起していることは、現状分析の多様性の顕在化である。すでにこれまでににおいても、新保守主義の興隆に対して「ポスト・デモクラシー」(C. Crouch)⁹⁾ という表現がなされていたが、最近のイギリスの研究動向の中では「脱政治化 Depoliticisation」(C. Hay, M. Flinders)¹⁰⁾ という新たな概念も提起されてきている。先進国政治の内部における「政治の変容」とりわけ国家機能の変化(縮小)を、「これまでのような」という限定を付しつつ「デモクラシー」や「政治」ではない、と評価する業績が登場してきているのである。その一方では、「再政治化 Repoliticisation」(B. Jessop)¹¹⁾ や「メタガバナンス Metagovernance」(B. Jessop, J. Torfing ら)¹²⁾ という概念を提示しながら、新たな状況下における国家機能の分析を試みる作業も行われている。

これまでに触れたいいくつかの問題を念頭に置きつつ、本稿では政治に対する「新たな視座」を提示するために筆者がこれまで行ってきた検討作業を総括的に紹介することを試みる。そのため、本稿は以下のような形で論を進めていくこととなる。本節での問題提起を踏まえ、次節1ではまず抽象的なレベルで、現実政治の背後に潜む基底的メカニズムの明確化を試みる。現代政治の変化の内実を探るには、「政治への視座の転換」が不可欠と思われるからである。本稿ではそれを「政治の二重構造的性」として特徴

9) 以下の著作を念頭においている。Colin Crouch, *Post-Democracy*, Polity Press (Cambridge, 2004). 近藤隆文訳『ポスト・デモクラシー』、青灯社刊、2007年。

10) 前掲拙稿「政治の再定位」で紹介した、ヘイの以下の著作を念頭においている。Colin Hay, *Why We Hate Politics*, Polity Press (Cambridge, 2007). 吉田徹訳『政治はなぜ嫌われるのか：民主主義の取り戻し方』、岩波書店刊、2012年。

11) Cf. Bob Jessop, "Chapter 5 Repoliticising depoliticisation: theoretical preliminaries on some responses to the American fiscal and Eurozone debt crises," in Matthew Flinders and Matt Wood, eds., *Tracing the Political: Depoliticisation, governance and the state*, Policy Press (Bristol, 2015).

12) メタガバナンスに関するジェソップの論考には、以下のようなものがある。Bob Jessop, "Chapter 5: Governance and Metagovernance: On Reflexivity, Requisite Variety, and Requisite Irony," in Henrik P. Bang ed., *Governance, as Social and Political Communication*, Manchester University Press (Manchester, 2003). Do., "Governance, Governance Failure, and Meta-Governance," Paper for the International Seminar at Università della Calabria in 2003.

また、この点に関するトーフィングらの議論については、以下の著作を参照。Jacob Torfing, B. Guy Peters, Jon Pierre, and Eva Sørensen, *Interactive Governance: Advancing the Paradigm*, Oxford University Press (Oxford, 2012).

づけた。そしてこの「政治の基底」レベルでの特徴を踏まえ、本稿2では、政治現象の重層性の全体的構図の明確化を試みることにしたい。これらの前提的作業を踏まえた上で、本稿3では、現在の政治状況からの脱却を試みる新たな研究業績のいくつかを参照しながら、政治の現状に対する政治学の可能性を検討してみたい。

1 「政治」の基底への接近：これまでの準備作業

前稿「政治の再定位」ですでに紹介しておいたように、ヘイは、「政治化」と「脱政治化」の概念を明確化するために、「政治的なもの the political」を構成する3つの領域を提示している¹³⁾。そして基本的にその立場を継承しているフリンダースも、その議論を展開したウッドとの共編著のタイトルに「政治的なもの」という用語を使用し、それと関連づけながら「脱政治化」の議論を展開している¹⁴⁾。このように、先進諸国政治の現代的変容を理論的に明確化するためには、狭義の「政治」を体現する国家や中央政府、そして政治制度などに議論を限定することはできない。その外部に、政治と関連しつつも「狭義の政治領域」とは呼べない領域が存在している。それらの領域、つまり狭義の「政治領域」ではないものにも共通する特質を表現するために、彼らは「政治的なもの」という概念を必要としたのである。このような概念を使用することによって、既存の「政治現象」と新たに「政治現象」と呼ばれるようになったものとの共通性と差異とが概念的に明確化できると思われるのであり、私もこのような理論展開の方向性を共有する。しかし、共有できるのはこの「方向性」までである。

ヘイがその著作で挙げている「政治的領域」とは、政府の領域・公共的領域 public sphere・私的領域という3領域である。そしてそこに共通する「政治的なもの」を、ヘイは「選択を下さなければならない（＝偶発性の）状況における作為（＝選択）の能力と熟議」と特徴づけている。またフリ

13) 前節註1で紹介した拙稿「政治の再定位」の第1節を参照。そこで言及しているヘイの著作に関しては、前節の註10で紹介している。

14) ここで言及しているフリンダースらの著作は、前節註11で紹介した文献である。この箇所を叙述するには、フリンダースとウッドという二人の編者が共同で執筆した、同著内の以下の二章を参照した。M. Flinders and M. Wood, "Chapter One: Depoliticisation, governance and the state," M. Wood and M. Flinders, "Chapter Two: Rethinking depoliticisation: beyond the governmental," both in *does*, eds., *op. cit.*

ンダースらの編著においても、たしかに、同書の序章において、彼らはシュミット C. Schmitt の著作に言及しつつ、「政治的なもの the political」概念の検討も行っている。しかしながら、それは「脱政治化」の議論を展開するための「端緒」を特定するための概念であり、彼らが「政治的なもの」という概念に託した内容はヘイと同様のものである¹⁵⁾。しかし「偶発性と熟議」あるいは行動のレベルにおけるその表現形態としての「選択と議論」といった用語で、集合的営為としての「政治」の特質は明確化し得ない、と私には思われる。まず考察されなければならない点は、政治的なものとしての「選択や議論」などの行為を可能にしている基底的メカニズムである。「政治的なもの」という概念は、この点を解明するためにこそ用いられるべきものであろう。

この点に関して私が念頭に置いている業績としては、まず第一に今日の政治理論において「政治的なもの」という概念の分析を行っているもっとも著名な理論家である、ムフ C. Mouffe の諸著作がある。彼女はシュミットを手がかりとしつつ、その著作『政治的なものの再興』¹⁶⁾の冒頭において、以下のように記している。

「政治に関する現今の支配的な構想は、合理主義的、普遍主義的、個人主義的、といった諸特徴を有している。本書の議論にしたがえば、こうした政治概念の主たる欠陥は、とりわけ、紛争と決断という次元での政治的なものの固有の性質にまったく盲目であらざるを得ない点、さらには社会生活において敵対の有する構成的役割を十分に認識し得ない点にある、というものである。」（原著 2 頁、邦訳 3 頁）

ムフは、現代政治学が政治における「紛争」という側面を閑却している、との状況認識の下で、シュミット的な「政治的なもの」の概念の再興を試みている。このような問題設定から、さらに彼女は、「政治的なものは、すべての人間社会に内在的な一つの次元として、またわれわれのまさしく存在論的条件を決定づける一つの次元として把握される必要がある」（原

15) M. Wood and M. Flinders, *ibid.*, p. 24-25.

16) Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso (London and New York, 1993). 千葉真他訳『政治的なものの再興』、日本経済評論社刊、1998 年。

著3頁、邦訳5頁、下線強調は引用者)と述べる。政治を「社会における統一的決定の作成と履行のプロセスの総体」と定義する私にとっても、政治の根本的起動力としての「紛争」の重視というムフの議論には共感する。しかしながら、政治を構成する基本的要素として、対立や紛争だけを強調することは一面的であろう。政治の機能が「公的決定作成」であるならば、紛争とともに、決定作成に至るための協議の基盤をも検討することが必要である。ムフはこの論点について、「敵対者」から「対抗者」への転換、という議論を用意している。以下、それを敷衍してみよう。

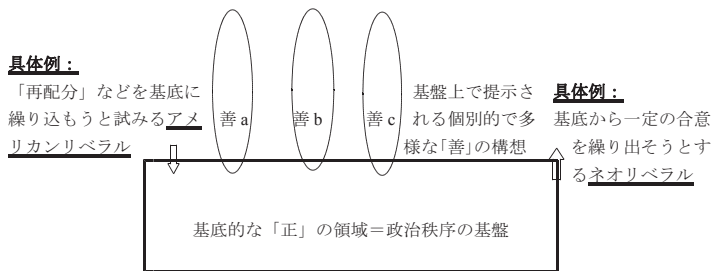
ムフは、上に記したようにシュミットから示唆を受けながら、社会における紛争や対立の重要性に着目していた。社会には紛争や対立が遍在している。それらの紛争への対応の中で、それぞれの社会における政治のあり方が規定されていくのである。そしてそれらの紛争を政治的に処理し、暫定的にであれ政治秩序を形成するためには、「敵対者」を「対抗者」へと転換しなければならない。「敵対者」のままにとどまり、共通の基盤が形成できないときは、平和的に協議や交渉を行うことが不可能だからである。そのために必要な作業は、当初は敵対関係にある当事者の間に、ある種の「共通基盤」を設立ないし確認することである。この共通基盤を活用することによって、アクター間の紛争は「敵対関係」から「対抗関係」へと変容し、協議が可能となるのである。このようにして対抗者間の紛争は、政治的に処理することが可能となるのであった。

この構図をモデル化しようとしたとき、私が次に参照したのは、井上達夫によるリベラリズムの議論であった。彼は、リベラリズムの本質を「善に対する正の基底性」と特徴づけている¹⁷⁾。この命題には、リベラリズムの有する「二重構造化」がよく表現されていると思われる。リベラリズムにおいては、各個人は自らの信ずるところに従って自己の「善の構想」を語ることができる。ここに、「善の構想」の多様性の根拠がある。ただし、このような多様性には、それを支える「共通の基盤」としての「正という基底」が必要なのである。それがなければ、「善の構想」間の差異は、その対立を「敵対性」へと発展させかねないからである。

このような構図を念頭に置くならば、まず第一に、先に紹介したヘイヤ

17) ここにおける井上達夫の議論の紹介には、以下の著作を利用している。井上達夫『他者への自由－公共性の哲学としてのリベラリズム－』、創文社刊、1999年。

フリンダースが重視した「選択と議論」の基底にある構図が明らかとなるであろう。それらが可能となるためには、「共通基盤」が存在していなければならない。また第二に、ムフの強調する差異や紛争、対立なども、そこにある共通基盤（リベラリズムにおける「正」）を構成ないし活用することを通じて、つまりその「二重構造的性」を活用することを通じて処理されていくことになる。このような共通基盤が、両当事者間に確認されない場合には、敵対性がそのまま存続し、シュミットの言う「友／敵関係」としての政治が登場することになるのである¹⁸⁾。私にとって「政治的なもの」という概念は、このような政治の基底的構図を明らかにするために定義されるべきものなのである。その構図を私なりに図示してみたものが、以下の第1図である。具体例を加えつつ、これを簡単に説明しておこう。



第1図 基底における「政治の二重構造的性」

抽象的な規定としては、個別的な「善」の構想は、共通基盤としての「正」に基礎づけられてこそ機能しうる、と言うことである。たとえば、各国政治において、各政治勢力が独自の方針を掲げながら活動するための前提ないしは共通基盤として、各国の憲法などで規定されている政治制度が存在する。もちろん、この基盤は憲法などによって規定されているだけではなく、その国ごとの政治文化や慣習などによっても形成されている。そして、どのような内容をその「共通基盤」に繰り込むか、という点については、

18) ムフにおける「敵対」から「闘技」への転換の論理については、以下の著作で明快に紹介されている。C. Mouffe, *Deliberative Democracy or Agonistic Pluralism*, Institute für Höhere Studien (Wien, 2000). この冊子は出版元の研究所のホームページからPDFファイルの形で入手することができる。なお、本稿3. で検討するピースタの著作の中でも、ムフのこの著作への言及がなされている。

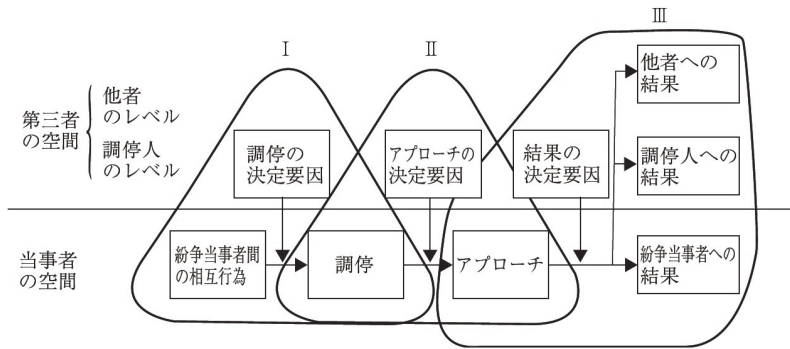
憲法に加え文化や慣習も異なる各国ごとに相違している。また、一国内部においても、歴史段階や政治状況によって変動可能なものである。その一例として、第1図にはアメリカの事例を挿入してある。1960年代の民主党政権の時期までは、「偉大な社会」プログラムなどによって貧困者に対する政策を充実することが政策として採用されていた。したがって、他の福祉国家の国々でも見られたように、社会保障政策を中央政府として実行することは、当時のアメリカにとって「共通基盤」と見なされていたのである。しかしその後の共和党政権の時期に、とりわけ80年代レーガン政権の下で、この状況は変容を被っていく。市場原理の強調を通じて、「社会保障政策の充実」は、次第に共通基盤ではなくなっていった。

このように、共通基盤の内実は、各勢力の活動を通じて徐々に変化する。そして、政治におけるこのような構図の生産／再生産メカニズムを明らかにするための迂回路として、私は調停論をはじめとする「紛争処理過程分析」の研究動向を参照したのである。その際には、第1図で「善」と表示されている部分は、各紛争当事者・各政治勢力の個別的主張などをその内容としており、「正」と表示されている部分は、それらの善が有効に主張されるための共通基盤を示している。

このように整理することによって、井上の「リベラリズム」に関する規定と、ムフにおける「敵対者から対抗者への転換」の論理が同型的なものであることは、了解可能となるであろう。最低限二人の当事者間で生起する「紛争」は、とりえず当事者間の交渉によってその「処理」が試みられる。その際に重要な点は、各当事者が「自己の利益や主張」のみに固執せず、紛争の相手方との間で「了解可能な決定の領域」を模索することにあった。このような模索の作業を行う上では、まず「相手方の立場をも尊重する」という意味での共通基盤が必要である。それが欠如していると、紛争処理過程自体が存続できず、相手を否定する闘争しか有りえなくなってしまうからである。そして対立するアクター間で何らかの合意が形成されたならば、それは共通基盤へと組み込まれていくことになる。

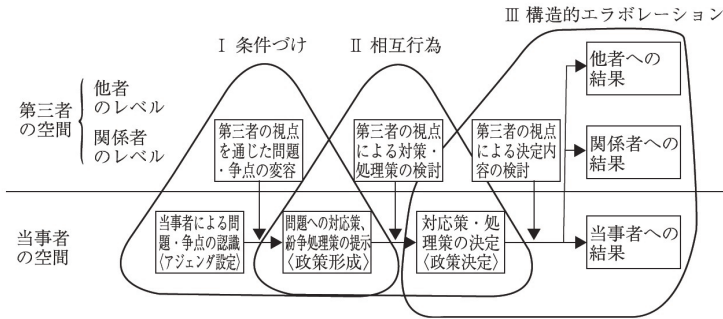
私は、このような紛争処理のメカニズムに注目し、それを自覚的に検討してきた法律学の議論、とりわけ「調停 Mediation」の理論を参照しながら「紛争処理過程の政治学的分析」と題するシリーズ論文を執筆してき

た¹⁹⁾。この作業は、単に「多様な紛争処理のパターンをモデル化する試み」として位置づけられるだけではなく、今紹介した「基底における政治の二重構造的」の「時系列モデルへの組み替え」として捉えることができる、と考えている。その「時系列モデル」の内部には、紛争をその端緒としつつ共通基盤を確認しながらさらなる合意や決定をめざすという、先の第1図が示す構図に存在する諸要素をすべて含み込んだものとして整理することができる。これらがまさに、「政治的なもの」のプロセスモデルなのである。



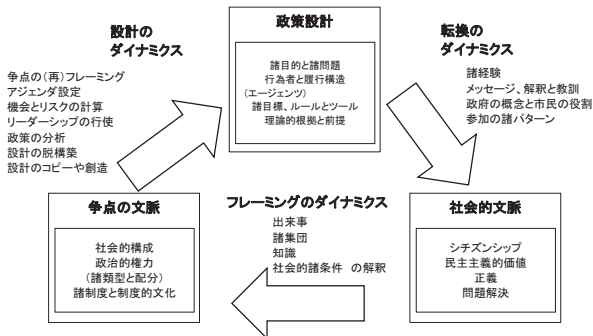
第2図 調停の枠組

19) 拙稿「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析」と題する論文シリーズは、名古屋大学『法政論集』に、4回にわたって掲載された。各論文の書誌は以下の通り。「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析① 法律学と政治学との交錯領域へ向けて」、名古屋大学『法政論集』第216号所収、2007年。「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析② 紛争の構図と政治学的分析視角」、名古屋大学『法政論集』第223号所収、2008年。「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析③ 紛争処理と『公共性』」、名古屋大学『法政論集』第232号所収、2009年。「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析④ 政治学の再検討と紛争処理論の意義」、名古屋大学『法政論集』第237号所収、2010年。なお、このシリーズへの関連論文として、以下の拙稿も参照。「紛争処理と専門家のリーダーシップ」、滋賀大学『彦根論叢』第383号所収、2010年。「コモンズの政治学的分析」、日本法社会学会編『法社会学』第73号所収、2010年。



第3図 政策形成の枠組

そしてこれらの抽象的な「時系列モデル」に、従来型政治学の分析対象であった政治制度や政治的アクターという具体的諸要素を組み込んでいくと、シュナイダーとイングラムとによって形成された「政策設計 policy design のプロセスモデル」²⁰⁾のような、サイクリカルなモデルへと編成替えられていくことになる。この作業を通じて、我々は未来形成的な実践的政治モデルへと接近しつつあるといえよう。ここではこのモデルの意義を全面的に検討することはできないが、彼女たちが作成した下記の第4図を参照しつつ、簡単な説明を行ってみたい。



第4図 政策設計のサイクル

20) この図は、以下の著作の第4章に掲げられている。Anne L. Schneider and Helen M. Ingram, *Policy Design for Democracy*, University of Kansas Press (Lawrence, 1995), p. 74.

第4図における3つの領域は、「社会的文脈」と「争点の文脈」と「政策設計」と表現されている。そしてそれは、「政治の二重構造的性」という構造モデルに当てはめると、文脈が共通基盤に対応し、争点が差異や対立を構成し、そして政策設計がそれらの対立の解消を図る努力、と見なされることになる。またこれを、第2図と第3図に示されるような「時系列モデル」と照応させるならば、それは第Ⅰ局面としての条件付けが「社会的文脈」に、そして第Ⅱ局面の相互行為が「争点（と対立）の文脈」に、そして第Ⅲ局面の構造的エラボレーションは「政策設計」に対応していると思えることができる。この点について、さらに説明を加えよう。

我々は、新たな政策的方向性を、「白紙」の上に構想することはできない。これまでの歴史や社会状況、そして政治制度と政治勢力の配置状況という基盤に基づきながら、現時点における「政治的争点」を検討する。そして、その争点をめぐる対立・紛争の状況を克服して「合意／決定可能な新たな方向性」を模索するために、政策設計が行われるのである。そしてその政策設計が成功裏に進展すれば、それがもたらした結果は「新たな社会的文脈」へと組み込まれていくのである。このようにして、我々は政策設計のサイクルの作動の中で、常に過去を踏まえ、現状を検討しながら、「より望ましい将来の状況」を実現するために、政治に関与していくのである。その意味で、我々の政治的営為は常に「文脈依存的 context-dependent」であり、かつ現時点での争点に依拠しながら問題-志向的（problem-driven）、より良き将来を志向する（future-oriented）という特質を有するものである。

このように理解すると、第2図から第4図までのモデルの有する意義が確認できると思われる。先の第1図で提示した「政治の二重構造的性」は、「政治的なもの」という概念を手がかりとしながら、これまでに社会が蓄積してきた「政治の共通基盤」と、その上で行われる「個別的な政治構想間の対立」との関係を、抽象的な構図として静的に示している。しかしその両者の間には、具体例でも示したような「相互作用」の関係がある。そのメカニズムをミクロな時系列モデルへと組み替えたものが、第2図に掲げた「調停の枠組」であり、第3図に示した「政策形成の枠組」である。そしてそれをより動的な「サイクルモデル」として定式化したものが、第4図で示されているのである。第3図の作成に際しては、この「サイクルモデル」からの示唆も受けている。

現代政治におけるあらたな政治現象（脱政治化と再政治化など）を分析するためには、それらの現象に共通する「政治」性を規定している要因を特定することが必要である。本節では政治を、「対立」を端緒としつつ「共通基盤」を確認しながら「共同の決定」を探る営為、と想定しながら、それを成立させる構図、それを成立させる時系列モデル、そしてさらにサイクルモデル、として提示した。次節では、このような研究を踏まえた上で形成してきた私自身の「政治の重層性」モデルの内実を、これまでの議論と関連づけながら紹介していくこととしたい。それを先取的に定式化しておくならば、基底レベルにおける「政治の二重構造的性」は、「政策形成の枠組」という媒介項によって、次節第5図で示されている、より現実的な「政治のサイクルモデル」と接続されているのである。

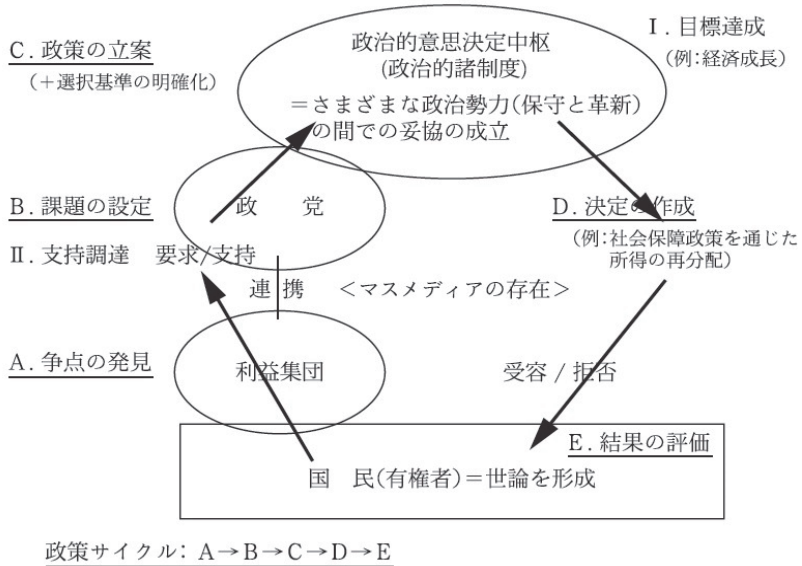
2 政治現象の重層性把握：紛争処理論を手がかりとして

前節での概略的な紹介を踏まえ、本節では私がこの間検討してきた「調停」と「政策形成」の時系列的モデルについて、その内容をやや詳細に紹介していきたい²¹⁾。その際にまず触れておきたい点は、この両者の過程は通常想定されるように「当事者間の相互交渉」だけでは進展しにくい、ということである。両当事者間の交渉に加え、調停における調停人のように、専門的な第三者が支援することによって、交渉はより効率のかつ有効に進展されることが期待されるのである。この視点を分析するために、ここでは「リーダーシップ」という概念を使用することとしたい。

「政治指導」など個別化された概念とは区別された、一般的な「リーダーシップ」概念については、社会学の領域で一定の検討が進められてきている。本節ではまずそのような議論のいくつかを参照し、「リーダーシップ」の概要を明らかにした上で、それを政治学的な議論と結合することを試みる。その際に念頭においている枠組みは、本稿第5図で示した「民主主義国家における政治的サイクル」である。それを踏まえた上で、「紛争処理過程の政治学的分析」と題する本研究への「リーダーシップ」概念の適用を試みることにしたい。

21) 本節における私なりの「政策形成過程」論の紹介に関しては、以下の旧稿の一部を利用した。拙稿「紛争処理と専門家のリーダーシップ」、前節註19を参照。

第5図 民主主義国家における政治的サイクル



まずリーダーシップ概念について、このテーマに関する先駆者であった三隅二不二の規定を参照しておこう。彼は自己の著作において、それを以下のように定義づけている。

「リーダーシップとは、特定の集団成員が集団の課題解決ないし目標達成機能と、集団過程維持機能に関して、他の集団成員たちよりも、これらの集団機能により著しい何らかの継続的な、かつ積極的影響を与えるその集団成員の役割行動である。」²²⁾

この定義の中にはすでに、三隅が「リーダーシップの二つの機能」と表現する「P 機能 Performance」と「M 機能 Maintenance」の両者の内容が

22) 三隅二不二『リーダーシップ行動の科学』、有斐閣刊、1978年、44頁。

含まれている。この引用箇所では、前者は「集団の課題解決ないし目標達成機能」として、後者は「集団過程維持機能」として表現されている。この定義の中に黙示的に含まれてはいるが、明示されてはいない「リーダーシップ」のもう一つの特徴を明確化するために、他の定義を参照しておこう。それは弘文堂の『社会学事典』に収録されている「リーダーシップ」の項目説明である²³⁾。

「リーダーシップとは、集団（社会）活動の維持・運営が集団（社会）成員の自発的協力によって可能となるような影響力行使のあり方と規定される。この自発的協力を重視するという点で、強制力（権力）を指導の原動力とする、支配やヘッドシップと概念上区別される。」

ここに明示されているように、リーダーシップのもう一つの特徴とは「自発的協力」を引き出すことである。したがって、リーダーシップの行使は「自発的合意」と結びつくために、フィッシャーにおける「民主主義的自己統治」への志向性とも親和的であり、また本研究における「調停の枠組」とも親和的になる。「調停」の成立のためには、自発的合意を必要としているからである。では、この「自発的合意」を達成するために、調停人などの専門家は、どのようなリーダーシップを発揮しなければならないのであろうか。この問いへの回答を模索する際には、すでに紹介したリーダーシップの「二つの機能」についての議論が参考になる。

「目標達成」と「集団過程維持」という二機能は、第5図「民主主義国家における政治的サイクル」の図に示した「政治的二機能」と対応している。そこで私は政治の果たすべき機能を、「Ⅰ 公的目標の定立とその履行」と「Ⅱ 国民からの支持調達」と記しておいた。この「二機能」論は、三隅のリーダーシップ論に加えて、パーソンズらの小集団分析に基づく「道具的リーダーシップ」と「表出的リーダーシップ」の議論からも示唆を得ている²⁴⁾。政治的秩序が形成され、安定的に再生産されるためには、一方

23) 大橋幸「リーダーシップ」、見田宗介・栗原彬・田中義久編『社会学事典 [増補版]』所収、弘文堂刊、1994年、911頁。

24) Talcott Parsons and Robert Bales, *Family: Socialization and Interaction Process*, Free Press, 1955. 橋爪貞雄他訳『核家族と子供の社会化 上下』、黎明書房刊、1970年。この点については、本稿で詳論はできない。

で政治的に追求されるべき「公的目標」が明確化され実現されていかなければならない。しかしそのための行動は、他の目標設定をめざす人々との間の対立を顕在化する可能性を有している。したがって、もう一方でそのような目標の定立と履行の過程に対して、社会の成員からの支持を獲得するための活動が必要とされる。前稿の「公共性」論で検討したように、自ら提示する目標の「普遍化可能性」を模索しなければならないのである。この二機能を遂行することを通じて、その政治制度は安定化しようと言うことになる。

この議論が、国家レベルから小集団レベルまで適用可能なのであれば、それはこれまで本研究が検討してきた「調停の枠組」にも適用することができるであろう。紛争当事者間における「自発的合意」をめざす調停の過程は、「調停人」という第三者の介入によって進行していく。その調停人は、紛争処理に関して一定の「専門的知見」を有し、「専門家」としての立場から、紛争当事者間の交渉に積極的な役割を果たすのである。本研究でこれまで検討してきた「紛争処理の三段階六局面」のそれぞれにおいて調停人が果たす役割を、本稿前段で明らかにした「専門家としてのリーダーシップ行使」という視点から再構成し、以下のような分析モデルを暫定的に構築してみた²⁵⁾。

[第Ⅰ段階 条件付け 第1局面：紛争の発生から状況認識へ]

紛争発生の最初の局面においては、紛争はまず当事者間の対立として顕在化される。前掲第2図では「紛争当事者間の相互行為」と表現されている左下端のセルの段階である。ここを考察の出発点としつつ、「紛争処理」の過程が開始されていく。つまり、当事者間の「対立の構図」を、「共通の決定作成」の方向へと転換していくための「新たな契機」の投入が必要とされているのである。それが、「調停人」などの専門家なのであり、「政策型紛争処理」においては、社会問題・社会紛争の一般的な形での把握を試みる「社会的アクター」として想定される。ここで「社会的アクター」

25) この個所の記述についての詳細は、すでに本稿1. の註19で紹介した拙稿を参照のこと。また、調停の各段階における諸要素・諸技法に関しては、以下の文献を参照した。James A. Wall, Jr., John B. Stark, and Rhetta Standifer, "Mediation: A Current Review and Theory Development," in *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 45 No. 3 (June, 2001).

としては、第3図において国民と「決定中枢」との中間領域に位置して両者の媒介を試みる社会運動と利益集団とをまず念頭に置いている。ただし、政党などの政治的媒介集団や、政治家・行政官などの公的アクター、それに加えてマス・メディアや弁護士・研究者などの専門家が、この段階から登場することもあり得る。これらのアクターが、対立を克服して紛争を処理する方向へ向けて活動することになる。これらのアクターは、紛争処理の第一局面である「紛争の発生と状況認識」において、「紛争当事者の認識の変化」をもたらす機能を果たす。本研究ではそれを、当事者のみに限定された主観的紛争認識から脱却するための、より一般的な「状況認識」として特徴づけている。専門家のリーダーシップを通じて、対立状況にとらわれた紛争当事者の「個別的立場」を脱却し、広い視野に立った状況認識が行われることによって、より普遍性を持った合意の形成への可能性を模索することができると思われるのである。

[第I段階 条件付け 第2局面:議論方向の設定(アジェンダ・セッティング)]

紛争処理の第2局面においては、「アジェンダ・セッティング」と呼ばれる作業が進められ、紛争処理のための議論方向が定められる。第2局面のさまざまな作業を通じるまで、政策決定過程において「処理や解決がめざされるべき紛争・問題」は必ずしも明確ではない。それは、政策決定過程の処理能力を上回る紛争数が存在しているために、そのうちのどれを「議事日程」に乗せるか、という点でアクター間の争いが起きるからである。このようにして、アジェンダセッティング自体が「対立の中から合意をめざす」という政治的過程なのである。

議論されるべき問題や紛争は、すでに現実のものとなっている。しかし、紛争処理の初期の段階では、それらの処理の緊急性や必要性は、当事者以外の人々に十分認識されていない。その時に必要な作業は、「この問題・紛争が、公的紛争処理メカニズムによって優先的に処理されるべきだ」という言説であり、それが周囲の人々にどのような「共感」をもたらすか、という問題である。ここで紛争処理の過程は「公共性」の議論と関連づけられる。この「公共性」とは、何か実体的な内容によって規定されているのではなく、人々の依って立つ「個別的利益」の「普遍化可能性」を指すものと考えられている。「処理がめざされている紛争」の「公共性」を論

証する言説を提示し、そしてそれが人々からの一定の支持を獲得できた場合に、その紛争の処理は「公的決定作成」の次元に浮上することになるのである。このような言説提示もまた、専門家のリーダーシップによって担われることになろう。

〔第Ⅱ段階 相互行為 第3局面:関係諸集団の勢力配置の分析と諸関係の変容〕

この段階では、紛争はすでに当初の「当事者間の対立の構図」からの変容を被っている。第2図における出発点である「紛争当事者間の相互行為」という左下のセルの段階に、調停人などの第三者が関与しているからである。自己の立場に拘泥する「当事者の意識」は変容され、調停の段階で処理が模索されるべき「アジェンダ」が設定されている。この「変容された対立の構図」を、「共通の決定作成」の方向へとさらに転換していくためには、その対立を緩和し紛争処理の過程を進行させていく「新たな要素」の投入が必要となる。それが、第一図において「アプローチの決定要因」と表現されているセルの内実である。両当事者にとってメリットがあるだけでなく、他者にも受け入れ可能な「公的決定」を通して、当該紛争を処理することがめざされていくのである。そのために、調停の過程でこの状況に対して使用される調停人の「専門的技法 technique」が、「アプローチ」と規定されている。その具体例については、拙稿「紛争処理と『公共性』」で紹介しておいた。

調停という紛争処理の過程を進行させるために、これらの技法を利用しながら実施される具体的作業とはどのようなものなのだろうか。ウォールらの論文の中で挙げられている例として、紛争当事者に関わる「情報収集 Information gathering」や「譲歩」への動機付け、そして当事者への教育などがある。さらには紛争状況を他者にも共有してもらうことを通じて、議論をオープンにするということも、その例として挙げられている。ここに、前稿で検討した「公共性」をめぐる議論との同型性を見て取ることができるであろう。紛争当事者間の対立の構図からの脱却を図るために、まず状況をオープン open にし、そこから「共通のもの common」を探る、という形で、紛争処理の作業が進められている。設定されたアジェンダの解決へ向けてこのような作業が行われていく。そのことによって当事者間の対立状況を変容させ、その上で紛争当事者のみならず、第三者にとって

も了解可能な「紛争処理策」が模索されるのである。この変容過程を進行させることは、専門家の「支持調達」型リーダーシップによって担われることになる。

[第Ⅱ段階 相互行為 第4局面:紛争当事者間関係の変容と紛争処理方針の作成]

紛争処理の第4局面においては、さまざまな技法の活用を通じて紛争当事者間関係の変容が図られ、それとともに紛争処理方針の作成が模索されていく。その「関係変容」の際に考慮されている要素も、先に触れた拙稿ですでに紹介しておいた。紛争当事者は、調停人を媒介項としながら「第三者の空間」へと開かれていく。この open という契機を発端として、他者と「共通のもの common」が模索されるのである。紛争の両当事者がこのような方向性を追求することを通じて、当初の対立の構図は変容し、調停人がめざす「合意に基づく紛争処理」の可能性が高まっていく。そのような方向をめざす専門家の「目標定立」型リーダーシップを通じて、紛争処理方針作成のための作業が本格的に進められるのである。

[第Ⅲ段階 構造的エラボレーション 第5・第6局面:公的決定の作成とその履行]

紛争処理も、その第5及び第6局面で最終段階となる。ここにおいては、それまでさまざまな技法の活用を通じて変容が図られてきた紛争当事者間関係に基づき、最終的な紛争処理の決定が作成され履行されていく。これまで言及してきたウォールらの論文では、「結果の決定要因」として八つの要素を挙げているが、その紹介は省きたい。紛争当事者は、調停人を媒介項としながら「第三者の空間」へと開かれたのであり、その「他者」にも了解可能な「紛争処理方針」が模索されていく。紛争の両当事者がこのような視点を導入することを通じて、当初の対立の構図は変容している。自己の利害のみに拘泥するという、紛争処理の初期段階における狭隘性から脱却し、調停人がめざす「合意に基づく紛争処理」の可能性が高まっていくのである。その可能性を最終的な「合意」や「決定」へと現実化するためにも、調停人という専門家のリーダーシップが必要とされる。この段階に至れば、一方で明確な目標を定立しつつ、他方でそれへの支持調達を模索する、という二類型のリーダーシップを組み合わせながら、合意可能な決定の作成が模索されることになろう。

「調停の枠組」を参照しつつ、「政策形成の枠組」のメカニズムを、担い手の視点から再構成してみると、上記のようなモデル化が可能と考えている。このモデル形成の作業を、本稿冒頭の問題提起と関連づけるならば、それは政治が変動しつつある現代において、その変動プロセスの基底に存在する「政治的なもの the political」の作動メカニズムを筆者なりに明確化しようとする試み、と表現することができる。かつて私は、「政治と政治学の三層構造」という表現で、現代政治の意思決定メカニズムとそれに対応した政治学の構図とを特徴づけたことがある²⁶⁾。それは本節で紹介した第5図に対応したものである。この図の下段に、この意思決定サイクルを、制度的配置状況と分離した形で時系列的に整理するための手がかりが書き込まれている。有権者から媒介集団を経て政治的意思決定中枢（政治制度）に至る「政治的インプット」から、政策的アウトプットまでのプロセスの内部では、各段階に照応した「利害調整」すなわち紛争処理のメカニズムが作動しているのである。本稿第3図として提示した「政策形成の枠組」は、そのプロセスをモデル化したものなのである。そしてそのモデルは、調停など「社会的な紛争処理」のメカニズムと同型的なものとして位置づけられている。すなわち、政治的意思決定中枢を中核に置き、そこへのインプットとそこからアウトプット、という形で理解される「通常政治」像の背後には、「社会的紛争処理メカニズム」と同型的な「政治的紛争処理のプロセス」が作動している、と考えられるのである。

この説明は、従来型の政治学による政治分析の基本構図としての「政治的サイクル」モデルを前提とした上で、それを「時系列的プロセスモデル」へと組み替えていく作業の内容を明らかにしている。それは、具体的な政治の構図から抽象化した形で、「政策形成のプロセス」をモデル化したものと言える。しかし前節で示したように、さらにその背後には、「基底としての政治の二重構造化」が存在している。したがって、前節と本節の議論を接合してみると、以下ようになっていく。政治の基底には、それまでに形成された「共通基盤」が存在し、各政治勢力はその基盤の上で、それぞれが掲げる個別的政治方針に基づき行動する。しかしそれは、第1図

26) 拙稿「政治学の教科書には何が必要か」、『UP』2002年10月号所収、東京大学出版会刊、を参照。

で示したような「各方針の並立」にとどまっていない。各政治勢力は、自らの政治方針の実現へ向け努力するとともに、それと異なった方針を持つ他の政治勢力との対抗＝紛争を構成するのである。その「紛争処理」のメカニズムを「政策形成の枠組」として整理したものが第3図になる。このモデルは、抽象的な「基底における政治の二重構造的性」から、より具体的経験的なレベルへ上昇したものと言えるが、さらにその上部には、具体的政治制度の存在を前提として作動する「政治的サイクル」が存在するのである。これが、私の主張する「政治の重層性モデル」の全体像である。再度整理すると、政治（的なもの）のもっとも抽象的な基底に第1図が存在し、そこから抽象度を下げ、具体性を増す方向へ、第2図から3図、4図、5図と重なっていくのである。

国民の要求が媒介集団を経て政治制度に至り、そこで政治的意思決定が行われる、という「政治制度の存在を前提とした政治像」は、すでに存在する政治現象を理解する上では「常識的な政治イメージ」と言えるであろう。この場合、国民が政治のサイクル内で果たす役割は「自らの個別的要求の表出」にとどまっていると思われる。しかし私は、国民一人一人が政治内で果たすべき役割は、「自己の個別的利益の表出」のみならず、「自己の立場とは異なった他者の存在」を尊重した上での「共同利益の構想」にまで至るべきである、と考えている。そしてそのような形で構想される、民主主義政治における各主体の「政治的能動性」の論理を明確化するためには、「通常の政治」像の背後で作動していると考えられる「政治的紛争処理のプロセス」を明確化することが、まず必要であろう。しかしさらにその基底には、各政治勢力の掲げる「個別構想」に基づく政治活動と、それを可能にする「共通基盤」との相互作用が作動している。つまり、日常的な政治のメカニズムの基底では、個別的政治勢力間の相互行為を通じて、その政治を支える「共通基盤」が日々生産／再生産されているのである。現代政治のトータルな理解のためには、このような「政治の重層性」を自覚化した上での議論が必要と、私は考えている。政治は決して、何らかの「個別利害」を実現する手段ではなく、社会における「共通利益の実現」をめざす崇高な営為である。個別的政治活動は、これまでの歴史的営為の中で形成されてきた「共通基盤」の上でこそ可能となったのであり、そしてそれらの個別活動間の対立や紛争を処理して政策を形成する

ことは、次の世代の政治活動を支える「共通基盤」の構築という意義をも有しているのである。私のこのような「政治の重層性モデルの構築作業」が、現代政治分析にとってどのような意義を持つかを問うことが、本稿の最後の作業となる。

3 政治の再活性化へ向けて：政治をめぐる最近の議論状況

前節までの作業を踏まえると、私がこの間構築してきたモデルが現代政治分析に対して有する適用可能性とその意義とがある程度確認できた、と考える。私は、このモデルによって、まず第1に「各国における政治現象の中に潜む共通のパターン」を析出しえた、と考えており、そして第2に、そこから現代政治の中に見られる「新たな問題状況」への批判的分析視角を提示し得る、と考えているからである。その論証のためにはまだ果たすべき作業が多く残されているが、本節では私がこの間示唆を受けた、現代政治分析に関連するいくつかの業績を紹介しつつ、そこから「政治の再活性化」への方策を探ってみたい。

ここでまず最初に取り上げる業績は、イギリスの政治学者フリンダースが2012年に公刊した『政治の擁護 *Defending Politics*』である²⁷⁾。この著作は、その書名から想定しうるように、クリックの著名な著作『政治の弁証 *In Defence of Politics*』²⁸⁾に範を取りつつ、その刊行から半世紀が経過した現代における政治状況を、類似の視角から再検討しようというものである。この両著作とも、社会において政治が果たしている役割への人々の評価が低いことを問題として取り上げ、政治が本来果たしている（果たすべき）役割を明確化しようと試みている。この点に対しては私も共感するものであり、本稿冒頭において、すでに同様の問題提起を行ったところである²⁹⁾。その上で本書では、その冒頭において「民主主義

27) Matthew Flinders, *Defending Politics: Why Democracy Matters in the Twenty-first Century*, Oxford University Press (Oxford, 2012).

28) Bernard Crick, *In Defence of Politics*, University of Chicago Press (Chicago, 1962). 以下の邦訳がある。前田康博訳『政治の弁証』、岩波書店刊、1969年。フリンダースの、クリックへの思い入れはかなり強いものであり、前掲の著作はクリックの著作刊行50周年目に公刊されている。またその中には、クリックの著作の構成との比較対照表も掲載されているほどである。

29) フリンダースとクリックの「政治」概念は、主として「人々が有する異なった

のパラドックス a democratic paradox]³⁰⁾ という興味深い問題提示を行っている。この表現の内容は、20 世紀の最後の四半世紀における「民主主義の勝利」が、人々の内部に政治への幻滅や不信を惹起している、ということである。本稿冒頭で紹介したように、この間「我が国における選挙での投票率低下」などの問題を検討してきた私にとって、この問題提示もまた共有できるものである。

この問題提示から、同書では、市場やメディアなどに対して「政治を擁護」する議論を展開している。クリックの前著を参考にしつつ、その議論は現代政治全般に及んでおり、それをここで簡単に要約することは困難である。したがってここでは、市場を取り扱った同書の第 3 章から、各種メディアの政治報道に関する検討を行っている同書第 6 章までで提示された「政治の不誠実モデル bad faith model of politics]³¹⁾ という概念を手がかりとしながら、フリンドースが描き出した「現代政治における政治不信増大の構図」について紹介しておきたい。彼による「政治の擁護」の議論の根底には、政治に過大な期待を寄せたり（「期待のギャップ expectation gap]³²⁾）、民主主義的政治を運営する際の困難さに対する理解が不足している国民への批判的視点が存在しているが、それは単に「国民が政治的主体として陶冶されていない」からなのではなく、そのような国民を日々再生産するような政治的メカニズムが存在しているからなのである。この視点もまた、私にはとても興味深く思われたので、同書の中から「政治家」と「メディア」と「国民」という 3 つのアクターを取り出した上で、その相互作用による「政治不信増大のメカニズム」を再構成してみよう³³⁾。

利害の調停」と規定されているが、これは政治を個人的視点から規定しすぎており、本稿の規定である「人々の共通利益の明確化とその実現を目指す営為」とは異なっている。なお、フリンドースの著作の中では、政治が「公共財 common good」をめざすという視点もみられる。

30) M. Flinders, *op. cit.*, p. 12.

31) この表現は、フリンドースの著作の各所に見られる。網羅的ではないが、私がこの部分を執筆するに当たって念頭に置いた箇所は以下の通り。 *Ibid.*, pp. 102-105, 149, 155. なおこれへの対概念として、フリンドースは「政治のより誠実な説明 a more honest account of politics」という語を使用している。 Cf. *ibid.*, p. 131.

32) *Ibid.*, pp. 33-34.

33) 以下の叙述は、フリンドースの著作の各所に見られる記述を元に私が再構成したものである。私の主張を付加して説明している部分もあり、また煩雑でもあるので、元の記述箇所への個別の言及は行わない。ちなみに、本書の中では、現代政治においてメディアの果たしている役割を批判的に検討した「第 6 章 メディアに対する政治の擁護」の記述は、もっとも光彩を放っているように私には感じ

フリンダースにおいても、政治が「集合的利益 collective interests」を実現すべき領域である、という前提が存在する。しかしながら現在の政治においては、主要なアクター間の相互作用はそれをめざす形で作動していない。それは以下のように表現されている。

まず、民主政治における基本的関係である「政治家と有権者・国民との関係」を見てみよう。本来ならば、国民は自らの個別的な要求を主張するだけでなく、それを通じて「国民共通の利益」を構想する能力を有すべきである。そして政治家は、国民の個別的な要求を踏まえながらも、理性的な討論を通じて「国民の共同利益の特定と、その実現への努力」を行うべき立場にあると考えられる。しかしながら「日々の政治」で実際に行われていることは、国民から表出される「短期的・個別的な利益」の実現へと向かう政治なのである。そして政治家は、それによって選挙区の有権者からの支持を確保している。したがって、国民の側にも、政治によって自己の個別的な利益の実現を図ろう、という方向へのインセンティブが働くことになる。そしてその要求や期待が十分に充足されないとき、「政治への不満や不信」が生じてくるのである。とりわけ、現代における「市場の原理」は、このような方向性を増幅させるものとなっている。

では、このような「不誠実な政治」への傾斜を監視しチェックするという積極的な役割を果たすべきメディアは、国民や政治家との間で現在どのような関係を形成しているのであろうか。メディアは、政治家に対して本来果たすべき「監視役 watchdog」の役割ではなく、スキャンダル探しの「かみつき役 attack dog」の役割へと墮している。したがって政治家の側もまた、好意的に報道してもらうための「ワンフレーズ・ポリティックス」の手法を使い、政治の複雑さや困難さを率直に伝えようと考えられなくなってきた。

その結果は、国民との関係においても明確になっている。メディアは、政治と政治家とに対して過度に批判的に、そして否定的に描き出し、「多くの聴衆を惹きつける否定的な物語」を日々提供し続ける。それが、国民（消費者）の需要に則しているからである。国民の側も、そのような物語を消費し続けることによって、政治に対するシニシズム（冷笑主義）が出

られた。

現するのである。このような形で、「メディアによる政治家の悪魔化 media's demonization of politicians」と「政治への悲観主義」とが進展してきている。

では、コミュニケーションと政治の場に新たに登場してきたインターネットとデジタル・デモクラシーは、この状況に対してどのような効果を及ぼしうるのであろうか。「アラブの春」の事例を見ても分かるように、インターネットと民主化との間には関連性も見られる。しかしながら、西欧民主主義においては、「インターネットの影響は、全体として破壊的 destructiveである」、なぜならサイバースペースもまた、個別的で断片的な情報で溢れているからである。その中で、「政治家は腐敗しており、嘘つきである」という信念が増幅されていく。本来ならば、インターネット上でのさまざまな異なった見解を突き合わせながら、新たな可能性を探る方向性も存在しているのであるが、人々はそこで「同じ考えを持つ人々の間」で関係を取り結んでしまう。このようにして孤立化した集団は、他の人々の視点を学ぼうとせず、逆に自己の見解をより極端なものにしていくのである³⁴⁾。

以上が、フリンダースの著作内の記述を基にして私が再構成した、現代政治における「国民－政治家－メディア」の関係性である。日本を含め、先進諸国政治において現在生起している状況の一側面、つまり「暗い側面 dark side」を見事に描き出していると思われる。これら三つのアクターのどれもが本来的に「邪悪」という訳ではなく、相互の関係性の中で「政治不信を再生産する」という状況が生起していると思われる。私はこれを、政治における「三すくみモデル three-way deadlock model」と名付けたい。

34) この点に関して、C. サンステーンによる「集団極化 group polarization」の議論はとても興味深い。以下の論文を参照されたい。Cass R. Sunstein, "Deliberative Trouble? Why Groups Go to Extremes," in *Yale Law Journal*, Vol. 110, no. 1 (2000). この論文には、以下の邦訳がある。「第1章 熟議のトラブル?－集団が極端化する理由」、那須耕介編・監訳『熟議が壊れるとき：民主政と憲法解釈の統治理論』、勁草書房刊、2012年、所収。なお、同論文は抜粋された形で、以下の論文集にも再録されている。Carrie Menkel-Meadow, ed., *Multi-Party Dispute Resolution, Democracy and Decision-Making*, Ashgate (Farnham, 2012). 同論文の中に示されている「集団極化」の簡単な定義は、以下の通りである。

「集団極化とは、簡単にいえば、熟議集団の構成員が、その傾向を熟議前よりも極端化させるのが予測されることを意味する。」(原文 74 頁、邦訳 10 頁)

インターネット上での「同じ考えを持つ人々の結集」が、自己の意見の極端化を招くように、「孤立集団内の熟議 enclave deliberation」もまた、集団のもともとの傾向をより極端化(極化)する可能性を有する、とされている。これらの危険性から、インターネットと熟議とを解き放つ方策が検討されるべきであろう。

それぞれが、他のアクターの選好や行動に規定されながら主体的に行動しているため、どのアクターも、この「三すくみ関係」からの離脱が困難になっているのである。これは、現代政治における新たな「社会的ジレンマ」の一例と言えよう。本稿冒頭で触れたように、「社会的ジレンマ」とは、「個別のアクターの『合理的な行動』が、社会的に不合理な状況を作り出してしまう」という状況を指している。この新たな「社会的ジレンマ」状況からの脱出策を探ることは、現代の政治学研究者に課せられた課題ともいえるであろう。ただし、フリンダースの著作の中では、第1章で「集合行為問題」への言及は見られるものの、アクター間の関係性を「社会的ジレンマ」の視点から検討するという議論は見いだせない。そこで、私なりに考察した「社会的ジレンマ」状況への解決の手がかりを提示する前に、フリンダースの著作の中で「この状況からの脱出策」がどのように提示されているかを検討しておくこととしたい。

上記のような形で、現代政治に潜む問題状況を明確化したフリンダースは、その著作の最終章に「政治を讃えて In Praise of Politics」というタイトルを付している。これはまさに、その50年前に公刊されたクリックの著作『政治の弁証』の最終章のタイトルを引き継いだものである。しかしそこで示されている「課題への処方箋」は、これまでの議論や課題提示の鋭さに比して精彩を欠くと評価せざるを得ない。ここでは、最終章における彼の議論を要約的に紹介しながら、私なりの新たな方向性を提示していくこととしたい。

彼はこの最終章の冒頭で、本書の目的は「偉大で洗練されつつある人間の活動としての民主政治の徳 virtues への確信の度合いの回復」³⁵⁾であった、と述べている。その上で、彼は本書における主張を以下の3点にまとめている。その第1は、民主政治における主体は、自分たちとは違う「彼ら」ではなく、「我々」なのだ、という点である。彼がここで付加した「民主主義の成果は、『日常の政治 everyday politics』を通して見ることができる」という記述には、私の「調停などの日常的紛争処理パターンとの同型性の中に政治の原型を見いだす」という主張に類似した側面を確認することができる。また第2に彼は、「政治は、根本的には道徳的活動である」

35) M. Flinders, *op. cit.*, p. 171.

と主張する。これもまた、本稿冒頭で述べた「崇高な責務を果たす領域としての政治」という私の立場と共通する。彼はその上で第3に、民主主義は、共通善（あるいは公共財）common good のための集合行為についての集団的決定作成の可能性を軸として作動する、と述べている。私はこの点にも、共感するところである。しかしその次の「問題への対応策」の段階で、私と彼との方向性は分岐する。

フリンダースは、率直にこう問いかける。「人々は、本当に『政治を嫌っている』のか」？、そしてそれに対する彼の回答は「否、人々はただ政治を十分に理解していないだけなのだ」、というものである³⁶⁾。そこから彼は、人々の中での政治的リテラシーや政治への理解の増進が、政治の活性化において中心的な位置を占める、と主張するのである。この議論には、「シティズンシップ教育」を重視したクリックの立場との共通点を見いだすことができる。「市民の政治的主体性の陶冶」の中でこそ、民主政治の活性化を図ることができる、という基本的立場は、私も共有することができる。しかしながら、本節でこれまでに紹介してきた「政治的アクター間の三すくみ状態」を念頭に置かならば、政治的リテラシー教育の促進や、人々の中での政治への理解の進展が、現時点での有効な処方箋たり得るのであろうか。「三すくみ状態」の下で、人々は日常的に「かみつき報道」に触れ、「ワンプレーズ政治」を目の当たりにし、そして自らの個別的主張の実現を政治に期待することを「合理的」と見なしているからである。このメカニズムへの対応策がない限り、教育の結果は、同様の主体の再生産に終わってしまう可能性が大きいと思われる。

このような「社会的ジレンマ」の状況を克服するには、自らの個性を自覚し、他者との差異を認識しつつ、そこに生じる紛争を処理するプロセスを自ら体験することが必要である。自己の個別的主張に拘泥している限り、本稿冒頭で主張したような中長期的な「共同利益」を自覚化することは不可能だからである。しかし一国政治の規模で、このような体験を通じた「政治的主体形成」を実現する手段はあるのだろうか。この問題を検討する上で手がかりとなる業績として、オランダの教育学者ピースタ G. Biesta の著作『民主主義を学習する』を最後に検討してみたい³⁷⁾。この著

36) *Ibid.*, p. 173.

37) Gert J. Biesta, *Learning Democracy in School and Society*, Sense Publications

作には、従来の「シティズンシップ教育」にはやや希薄だったと思われる重要な視点が提示されている、と思われるからである。それを一言で表現すれば、「社会的」なものにとどまらない「政治的能動性」の視点であり、それをさらに具体化するならば、本稿第1節の後段で紹介した「政策設計のサイクル」を担いようような批判的思考と政治的主体性の視点である。ここでピースタの著作の議論を踏まえつつ、さらに説明を加えよう。

ピースタはまず、既存の「シティズンシップ教育」批判から議論を始めている。クリックをはじめとするこれまでの「シティズンシップ教育」論では、シティズンシップが「個人的で社会的なアイデンティティ」として捉えられているが、ピースタはそれを「なによりもまず、公共的で政治的なアイデンティティとして捉えるべき」³⁸⁾としている。その含意は、前者が既存の社会秩序を前提としてそれを学びそこにコミットしていく「能力のある活動的な市民の（再）生産に向けて社会化する媒体」であるのに対して、後者は「個人の学習よりも、紛争と論争の役割を認める集団的な学習」を重視し、「シティズンシップの批判的で政治的な形態へコミットする政治的行為と市民学習の様式を支える」ものである、という点である。私はこの主張に、強く共感する。ピースタは、このように主張する際に、いくつかの先行業績に依拠している。

まず哲学的前提として、まず彼はデューイのトランザクショナルな実在論に依拠する³⁹⁾。それは、世界が我々の相互行為を基礎にして構成され実在するものとなる、という議論である。我々が「世界を構成する主体」であり、そこで活動する中で我々は世界を認識するのである。したがって彼は、既存の社会秩序を単に前提するのではなく、自ら関与することによって変革可能なものとして能動的に把握することを要求する。さらにピースタは、ムフの「闘議民主主義」論からも強い示唆を受けており、「秩序の構築はつねに政治的な行為であり、つねに論争と修正とに開かれた行為である」とも主張する。

その上でピースタが構想する「市民」像は、教育学者ウェストハイマー

(Rotterdam, 2011). 上野正道他訳『民主主義を学習する：教育・生涯学習・シティズンシップ』、勁草書房刊、2014年。

38) *Ibid.*, p. 44. 前掲邦訳、97頁。強調は原文イタリック。

39) *Ibid.*, p. 53. 前掲邦訳、116頁。この点は、私が検討してきた「構成主義的政治理論」と密接な関連性を有する論点であるが、ここでは詳論できない。

J. Westheimer とカーネ J. Kahne の論文に依拠している⁴⁰⁾。その中で主張されている「市民」像は、①自己責任に基づく市民、②参加的な市民、③正義に方向づけられた市民、というものである。二番目までは、社会の中で自立し、そして社会に積極的に関与するという、従来からのシティズンシップ論でも見られる市民像である。そしてピースタがここで注目するのは、3番目に挙げられている「正義に方向づけられた市民 Justice-oriented citizen」という市民像である。ここでは、社会／政治／経済構造を批判的に評価し、不正義の事例を探求しその改革をめざすという能動的市民像が提示されている。この点は、「善 good に対する正 justice の優位」というリベラリズムの議論を参照しつつ「政治の二重構造化」を主張した私自身も共感するところである。共通基盤への経路を持たない限り、個別的主張は対立と紛争を惹起するにとどまってしまう危険性を内包している。

ピースタはこのような議論を参照しつつ、自らの「民主主義教育」論に向かうのであるが、その内容を明確化するために、ここでは一つの「不十分な例」を紹介しておこう。ピースタはその著作の前段で、スコットランド自治政府 Scotland Executive⁴¹⁾ が作成した「シティズンシップ教育」に関する報告書に批判的に言及している。その報告書の一つである『卓越性のためのカリキュラム』⁴²⁾ では、子供と若者の発達を促すべき4つの能力が規定されており、その内容は第1表として示されている。そしてピースタはこの報告書に対し、「シティズンシップに関わる問題をより広い政治的文脈の中においてはいるものの、明らかに政治的で民主的な次元を欠落させている」という厳しい評価を与えている。この報告書に強い印象を受け、我が国で「主権者教育」に関する報告書⁴³⁾の作成に関与した経験を持つ私としては、この批判を我が身にも受け止めなければならない、と痛感した次第である。

40) Joel Westheimer and Joseph Kahne, "What Kind of Citizen? The Politics of Educating Democracy," *American Education Research Journal*, Vol 41, no. 2 (2004).

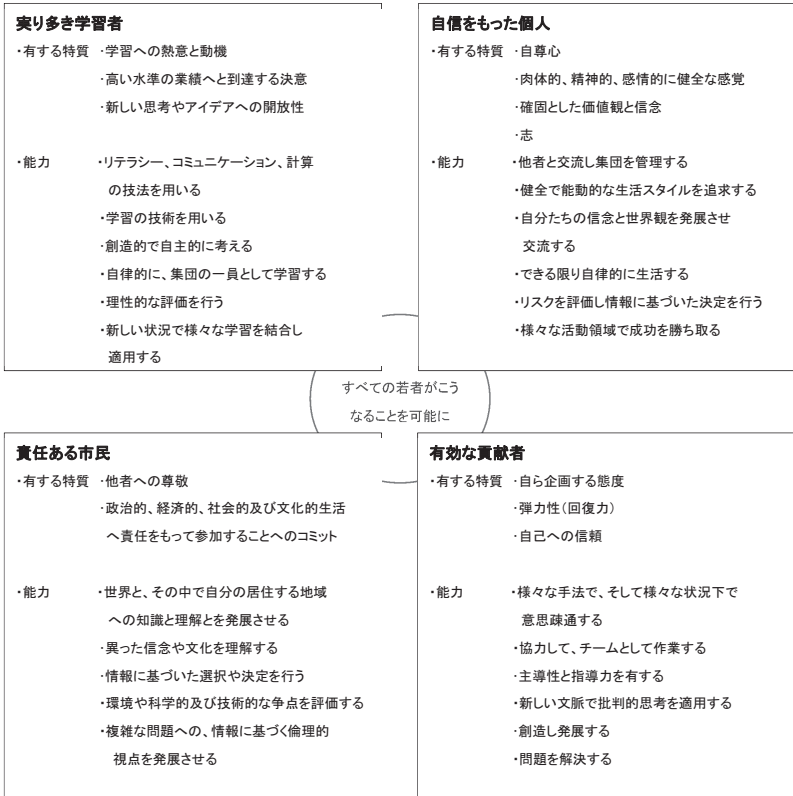
41) これは、1990年代末期のイギリス労働党政権において実現された分権改革の中で、スコットランドに設置されたスコットランド議会の執行府 Executive である。上掲のピースタの著作の邦訳書では「スコットランドの高官」と訳されているが、これは誤訳であろう。

42) Scottish Executive, *A Curriculum for Excellence*, 2004. この小冊子は、スコットランド議会のホームページからPDFファイルで入手することができる。

43) 総務省・常時啓発事業のあり方等研究会の最終報告書「社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ『主権者教育』へ」、平成23年12月。これは、総務省のホームページから入手することができる。

この間の「シティズンシップ教育」をめぐる議論が「社会化」を、そして社会への同一化のみを強調するものであったかどうか、という問題については、私はビースタの評価に一定の留保を付したいが、差異と対立とを重視しようとする彼の政治学的視点からの問題提起は重要であると考えている。

第1表 カリキュラムの諸目標
 <社会に対し、そして活動の場で>



ビースタのこのような視点は、シティズンシップの学習の「主体化」の構想の提唱と、それに基づく「民主主義の実験」の重視という、彼の結論の中に具体化されている。本書の結論部において、彼はムフトランシーエー

ル J. Ranciere の議論を参照しながら、政治的主体性の形成と、民主主義的政治の実践との同時性を強調している。「良き市民」像が特定され、その教育プログラムに則って「市民」が生産されるという発想を批判し、彼は「政治的主体性の形成とその持続的変容こそが、民主主義政治なのである」⁴⁴⁾と主張する。したがって彼にとって、民主主義とは教育されるものではなく、その著作のタイトルが示すように体験を通じて「学習 learning」されるものなのである。その「学習」をどのように行いうるのか、そしてとりわけ若者に対してこのような学習の機会をどのように確保するのか、といった問題に関して、ピースタの著作に回答はない。しかしながら、邦訳書の末尾に掲載された「エピローグ」における彼の次の文章に、私は強く共感した。

「わたしにとって民主主義とは、マジョリティへの関心だけでなく、結局のところ特定のマジョリティが構成されているためにマイノリティであるに過ぎないのだが、マイノリティへの関心も必要とするものなのである。

しかし、ここでのより大きな論点は、民主主義の実験が、集団の利益と共通善（あるいは共通の財）に向かうものとして理解されなければならないことにある。したがって、民主主義の実験でつねに問題となるのは、私的な一人あるいは集団によって求められている — 『要求』がどの程度またどのようなかたちで集団的なニーズとして支援されるのか、という問題なのである。言い換えれば、個人の要求が多様であること、および資源がつねに限られていることを考慮して、私的な『要求』がどの程度またどのようなかたちで集団のレベルで望ましいものとして考えられるのか、という問題である。」⁴⁵⁾

政治とは、個別的利害間の差異と対立とを超えて「共通の利益」を追求する営為であり、民主主義の下ではすべての人々に、政治への関与が認められている。では、人々が個々に有している利害や意見、要求などは、そ

44) G. Biesta, *op. cit.*, p. 97. 前掲邦訳、212 頁。下線強調は、原文イタリック。なお、引用の際に翻訳を若干変更してある。

45) この「エピローグ」は邦訳書にのみ収録され、原著には存在していない。その原文をチェックできないため、邦訳書のページだけを掲げておく。ピースタ、前掲邦訳、229 頁。

れと異なっている他者の利害などどのように調整されるべきなのだろうか。我々は、日々のコミュニケーションの中で、他者とのこのような差異を克服し、紛争を処理することを経験している。それを政治の領域にまで拡大すること、自己の個別的立場に拘泥せず他者との開かれた関係を維持すること、そして紛争を処理し問題を解決することを通じて次の「より望ましい状況」を作り出すために努力すること、これらの作業が日常的に求められている。私が本稿で提示してきたさまざまなモデルや議論は、このような状況の創出を可能にするための試論である。

現在の政治をその表層のレベルで検討するならば、「政治の三すくみモデル」に表現されるような「否定的状況」が見いだされるであろう。しかしそれ自体が、各政治アクターによる「合理的活動」の結果として形成されてきているのである。その状況をさらに抽象化した形で把握しようと試みるならば、そこには「その時点における社会の共通の利害」を明確化しようとする各アクターの努力を見いだすことが可能であろう。政治とは本来、歴史的社会的文脈の下で、現在の問題や紛争を処理し、そのことを通じて「よりよき未来」を形成するという「未来志向の future-oriented」な営為である。そして現在の我々の政治的行為とそれがもたらす結果とは、次の世代の政治のための文脈つまり「共通基盤」を形成するのである。本稿の立場は、重層性を有する政治に対し、このような「新たな視座」から検討／再検討を加えることによって、政治への新たな可能性が切り開かれる、というものである。これらのモデルの有効性を検証するにはさらなる作業が必要と思われるが、本節では同様の問題を検討した最近の業績を検討することを通じて、私の議論の持つ現代的意義を明確化しようと試みた。その中で、「対立状況を克服しようとする行為の継続」こそが、民主主義的制度の下での政治的主体性の確立に繋がる、という共通の認識は確認し得たと考えている。結論は未だに抽象的なレベルにとどまっているが、今後も「高度放射性廃棄物の処理」問題の検討や、日常的な社会紛争に対する「調停」の活動に関わることを通じて、さらに検討を進めていくこととしたい⁴⁶⁾。

46) 私は2016年4月1日付で最高裁判所から辞令を交付され、民事調停委員に就任した。私の構築した「政治学的紛争処理」の理論枠組みが、現実の社会紛争にとって有効かどうかは、この活動の中でも検証したいと考えている。

むすびにかえて

本稿では、私がこの間様々な形で進めてきた、「政治と政治学の新たな方向性」を探るための理論的作業を、包括的に提示することを試みた⁴⁷⁾。この作業は、まず「先進諸国政治の現状分析」に関する著作に触発されつつ、そこから現代の政治学に提示された理論的課題の明確化へと転換していった。それは、現時点で先進諸国にさまざまな形で見られる新たな政治現象を、単に「研究対象」として分析するのではなく、それを実践的に対応されるべき「問題」ないし「課題」として再認識することを要請した。つまり、既存の状況をそのものとして検討するにとどまらず、そこからあるべき状況と、そこへ到達するための処方箋とを同時に構想するような「政治学の実践化」の可能性を探る、ということであった。先進諸国政治が変容し、格差やさまざまな紛争が激化する一方で、そこにおける人々の「政治離れ」や「投票率低下」も生起する、という状況の中で、そこに「政治の活性化への可能性」を見いだそうと試みたのである。本稿第1節では、その前提作業として「政治的なもの」への議論を手がかりとしつつ、政治現象の分析のための基本視角の明確化を試みた。そしてその作業から、「政治の二重構造的性」が提示され、個別的な政治的主張や活動と、それを可能にする共通基盤との間の相互作用に対する検討の基盤が確認された。

この「政治の二重構造的性」は、従来型の政治学による「政治的意思決定サイクル」のメカニズム分析では十分に意識化できない。そこで本稿第2節では、そのようなメカニズム分析を「政策形成の時系列的分析」と結合することを試みた。そしてその際に参照した業績こそが、法学分野で検討されていた「調停」論や「紛争処理」論であった。制度化されたメカニズムの内部では、ミクロな個人的レベルでの「紛争処理」と同型的な過程が進展していたのである。それを抽象的に表現すれば、他者との主張の対立、という紛争状況の中で、まず自らの立場を明確化した上で、専門家など第三者の援助も受けつつ、他者の主張にも柔軟に対応し、当事者間で

47) 本稿は、2016年2月13日に名古屋大学法学部第3講義室で実施した私の最終講義の一部を原稿化し、それに加筆したものである。最終講義の機会を与えてくれた、名古屋大学とりわけ法学研究科の構成員に謝意を表したい。そしてとりわけ、その前に開催された、私の政治学をめぐる研究会を含め、これらの行事を企画し運営してくれた田村哲樹教授には、個別に名を挙げて謝意を表しておきたい。

の合意形成の可能性を探る、という「紛争処理」のプロセスである。そのとき、強制や威嚇などによる不公正な合意をさけるため、個人的レベルにおいてすら、その合意は「第三者の受容可能性」を念頭に置かざるを得ない。政治勢力間での「政策形成」へ向けた「紛争処理」においては、「国民の受容可能性」の検討がさらに重要になる。ここに、「個別的利益の普遍化可能性」と定義される「公共性」というシンボルの重要性が再確認されるのである。これらの作業によって、表層レベルでの「政治的サイクル」と、媒介項としての「政策形成の枠組」という時系列モデルと、そしてその基底に存在する「政治の二重構造化」モデル、という「政治の重層性」を把握するための分析視角が明らかにされた、と考える。

これらの議論を踏まえ、本稿第3節では、私と同様の課題に取り組んでいるいくつかの業績を素材として、私の提示した理論やモデルとの共通性と差異とを検討した。その作業の結果、個別の事例評価や問題への処方箋などの点で若干の差異は見いだされたものの、対立を前提しながらより高次の決定（合意）可能性を探る、という民主主義的政治の重要性は再確認しえたと考える。私はこのような政治を活性化するための「主権者教育」を重視してきた。しかしピースタも主張するように、「民主主義はどのように教育できるのか」という問題は残されている。その一方で「民主主義的实践を通じてこそ政治的主体が形成される」と言い切ることにすら逡巡せざるを得ない。現代社会において、人々はそのような「民主主義的实践の場」から撤退しつつあるからである。

ここまでの議論を踏まえて私が本稿の結論として主張したい点は、次のようなものである。民主政治において、制度化された政治メカニズムは「効率的な紛争処理と意思決定」として有効である。しかしその「有効性」に過度に依存し、諸個人の「紛争処理能力」を低下させるならば、社会には「他者への配慮を放棄し自己の個別性にのみ拘泥する個人」と、それらの個人が引き起こす「異なる他者の排斥などの紛争」が大量に出現することになる。これらを避けるために、我々は何をなし得るのであろうか。日々身の回りで生起するさまざまな紛争に対処することを通じて自己を陶冶すること、社会的政治的問題に対して、個別的利害関心のみではなく普遍化された「正義」の視点から考察すること、迂遠とも思えるこのような日常的営為の積み重ねの中でこそ、政治的主体性は形成されていくと思わ

論 説

れるのである⁴⁸⁾。私がこの間行ってきた、政治学の研究と政治学教育とが、このような主体形成の可能性を僅かなりとも高めたことを祈念しつつ、本稿を閉じることにしたい。

追記：本稿は、私を研究代表者とし、平成 27 年度から 29 年度にかけて支給されている以下の科学研究費による成果の一部である。課題番号 15K03272、科学研究費基盤研究 (C)、研究課題「『たちの悪い問題』への適用可能性の検討を通じた『ガバナンス形成』理論の研究」。本稿の一部はまた、次の科学研究費に基づく共同研究の成果ともなっている。課題番号 26284014、科学研究費基盤研究 (B)、研究代表者：安藤隆穂、研究期間：平成 26 年度～ 29 年度、研究課題「自由主義と自由の制度化の多元性と相互作用：思想史の東西融合と学際的展開に向けて」。

48) この点に関して、名古屋大学法学部の発行する小冊子に掲載された以下の拙稿をも参照。「政治学の現代的意義」、名古屋大学法学部『法を学ぶ 2013』所収。この意味で、政治や民主主義は、「教育」よりも能動的な「学習」によってこそ我がものとされていくのであろう。この「学習 learning」という視点に関しては、ピースタの著作に加えて以下の著作からも示唆を得た。本稿で言及することはできなかったが、ここに紹介しておきたい。Christopher K. Ansell, *Pragmatist Democracy: Evolutionary Learning as Public Philosophy*, Oxford University Press (Oxford, 2011). 副題にある「進化的学習 Evolutionary Learning」という用語が、私には印象的であった。